

「出張アート教室」実施要項

1 目的

道立美術館等の教育機能や所蔵品を活用し、美術作品にふれる機会の少ない地域等における鑑賞機会の拡充や子ども達の美術作品への理解促進を図るため、学芸員が学校に作品を持参し、児童・生徒に実物を見せながら、わかりやすく鑑賞の手ほどきを行う。

2 主催

北海道立近代美術館（三岸好太郎美術館）、北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館、北海道立帯広美術館、北海道立釧路芸術館

3 開催期日

9月中旬～11月上旬

※美術館の休館日（月曜日〔月曜日が祝日又は振替休日の場合は火曜日〕、展示替期間等）を除く。

4 実施場所

(1) 美術館等ごとに原則として次の管内で実施する。

美術館等	実施管内
1 近代美術館（三岸好太郎美術館）	石狩、空知、後志、胆振、日高
2 旭川美術館	上川、留萌、宗谷、オホーツク
3 函館美術館	渡島、檜山
4 帯広美術館	十勝、日高、オホーツク
5 釧路芸術館	釧路、根室、オホーツク

(2) 作品保護の観点等から、次の条件を満たす夜間保管場所を確保できる場合を除き、美術館等から日帰りできる範囲で実施する。

- ・火災報知装置があり、保管場所の施錠が完全であること。
- ・原則有人警備とし、最低1名の警備員を配置できること。
- ・非常時の連絡体制が整備されていること。

(3) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校を会場として実施する。

5 講義内容

(1) 時間

原則1講義45分程度で、3校時（10時40分頃）以降に実施する。

ただし、美術館等から50km超の学校は、4校時（11時30分頃）以降、100km超の学校は5校時（13時15分頃）以降とする

なお、日帰り以外で実施する場合は別途美術館等及び実施校が協議して定める。

(2) 講義人数

20～40名程度（40名を超える場合は、2講義以上に分ける。）

(3) 講義テーマと作品

年度ごとに各美術館等が設定するテーマ、内容、作品により実施する。

6 申込方法等

実施を希望する学校は、別紙様式1及び2により、別途指定する期日までに申し込むものとする。

（学校→市町村教育委員会〔市町村立学校のみ〕→教育局→文化財・博物館課）。

7 実施校の決定

学校の実施希望日と美術館等のスケジュール等を勘案し、概ね8月下旬までに予算の範囲内で決定する。

8 学校で準備が必要なもの

作品によっては、パソコン（パワーポイント、DVDが使用できるもの）、プロジェクター、スクリーン等が必要となる場合がある（事前に美術館等と打合せ）。

9 経費

学芸員の旅費（事前打合せ・実施日）、作品輸送料・作品保険料は北海道教育委員会が負担する。